○法務省告示第百六十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、ドイツ連邦共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十九年三月二十九日

法務大臣　金田　勝年

氏　名　ゲオク・ハインリッヒ・ビッセン

生年月日　千九百四十二年一月二十日

○外務省告示第百十四号

平成二十九年三月十三日にニューヨークで、シリアにおける人道的必要性に対応するためのジャンダール火力発電所ローター修復計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　シリアにおける人道的必要性に対応するためのジャンダール火力発電所ローター修復計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億六千四百万円

○財務省告示第七十七号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

別表に次のように加える。

宗教法人松尾大社（京都市西京区嵐山宮町三番地）	重要文化財として指定されている宗教法人松尾大社の建造物の保存修理の費用	平成二十九年三月二十九日から平成三十年三月二十八日まで

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、平成二十年農林水産省・経済産業省告示第一号（株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払その他の条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　山本　有二

経済産業大臣　世耕　弘成

第四条の二及び第五条の二中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

3　署名者

日　本　側　別所浩郎国際連合日本政府代表部大使

国際連合開発計画側　ムラッド・ワファ総裁補兼アラブ局長

平成二十九年三月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百十五号

平成二十九年三月十五日に東京で、カーボデルガード州国道三百八十号橋梁（りょう）整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　カーボデルガード州国道三百八十号橋梁（りょう）整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三十四億千九百万円

3　贈与の供与期限　平成三十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　水谷章在モザンビーク大使

モザンビーク側　オルデミーロ・バロイ外務協力大臣

平成二十九年三月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省告示第五十号

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）第十三条第三項の規定に基づき、国立大学法人会計基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

文部科学大臣　松野　博一

国立大学法人会計基準の一部を改正する告示

国立大学法人会計基準（平成十六年文部科学省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

第15⑶中「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」に改め、「及び共同研究費」を削り、第15中⑿を⒀とし、⑹から⑾までを1ずつ繰り下げ、第15⑸中「国立大学財務・経営センター債務負担金」を「大学改革支援・学位授与機構債務負担金」に改め、「のうち、独立行政法人国立大学財務・経営センターから独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が承継した借入金の償還のための独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への拠出債務」を加え、第15中⑸を⑹とし、⑷を⑸とし、⑶の次に次のように加える。

⑷　前受共同研究費（共同研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの

第16⑹中「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」に改め、第16中⑲を⑳とし、⑾から⑱までを1ずつ繰り下げ、第16⑽中「⑼」を「⑽」に改め、第16中⑺から⑽までを1ずつ繰り下げ、⑹の次に次のように加える。

⑺　前受共同研究費。ただし、固定負債に属するものを除く。

第35第4号中「次項」を「次号」に改める。

第54第1号⑶中「長期前受受託研究費等」を「長期前受受託研究費」に改め、同号中⑪を⑫とし、⑹から⑩までを1ずつ繰り下げ、同号⑸中「国立大学財務・経営センター債務負担金」を「大学改革支援・学位授与機構債務負担金」に改め、同号中⑸を⑹とし、⑷を⑸とし、⑶の次に「⑷　長期前受共同研究費」を加え、第54第2号⑹中「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」に改め、同号中⑲を⑳とし、⑺から⑱までを1ずつ繰り下げ、⑹の次に「⑺　前受共同研究費」を加える。

第56中「長期前受受託研究費等

ＸＸＸ

ＸＸＸ」を「長期前受受託研究費

ＸＸＸ

ＸＸＸ」に、「国立大学財務・経営センター債務負担金

ＸＸＸ」を「大学改革支援・学位授与機構債務負担金

ＸＸＸ」に、「前受受託研究費等

ＸＸＸ」を「前受受託研究費

ＸＸＸ」に、「追加退職給付引当金

ＸＸＸ」を「追加退職給付引当金

ＸＸＸ

ＸＸＸ」に改める。

第62第2号中「、受託研究等収入」を「、受託研究収入、共同研究収入」に改める。

第63中「受託研究費

ＸＸＸ」を「受託研究費

ＸＸＸ

ＸＸＸ

ＸＸＸ」の次に「共同研究費

ＸＸＸ

ＸＸＸ」を加え、「受託研究収益

「受託研究等収益

共同研究収益

ＸＸＸ

ＸＸＸ」に改める。

第66中「受託研究等収入

ＸＸＸ」を「受託研究収入

共同研究収入

ＸＸＸ

ＸＸＸ」に、「国立大学財務・経営センターへの納付による支出

－ＸＸＸ」を「大学改革支援・学位授与機構への納付による支出

－ＸＸＸ」に改める。